

別表1 含有禁止物質

No	化学物質群	閾値・禁止レベル
1	カドミウムおよびその化合物	1. 均質材料中に 100ppm を超える含有がある場合 2. RoHS 指令の対象製品外で、その用途が表面処理、着色剤、プラスチック安定剤のときでは、75ppm を超える含有がある場合
2	六価クロム化合物	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 2. 皮革製品、また皮革部材を持つ製品において、皮革の合計乾燥重量当たり 3ppm 以上の含有がある場合
3	鉛およびその化合物	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 2. ポリ塩化ビニル電線のポリ塩化ビニル樹脂被覆中では 300ppm を超える含有がある場合 3. 12 歳以下の子供を対象とした製品で、各部品中に 100ppm を超える含有がある場合、またはその塗料中／乾燥塗膜中の含有量が 90ppm を超える場合
4	水銀／水銀化合物	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
5	アスベスト類	1. 意図的添加がある場合
6	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合
7	ジブチルスズ化合物(DBT)	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
8	ジオクチルスズ化合物(DOT)	1. 下記の対象において、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合 (1) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品 (2) 育児用品 (3) 2 コンポーネント室温加硫モールドイングキット (RTV-2 シーラントモールドイングキット)
9	三置換有機スズ化合物	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
10	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	1. 均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
11	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE)類	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合

12	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD)およびすべての主要ジアステレオ異性体	1. 意図的添加がある場合
13	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類および特定代替品	1. 意図的添加がある場合
14	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	1. 均質材料中に 50ppm を超える含有がある場合
15	ポリ塩化ナフタレン類(塩素数が 3 以上)	1. 意図的添加がある場合
16	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)	1. 部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合
17	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)	1. 意図的添加がある場合 2. 不純物として、均質材料中に 1,000ppm を超える含有がある場合
18	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)とその塩およびそのエステル	1. 家庭内で使用される可能性のある製品に使用する物品について、以下の閾値での含有を禁止します。 (1) 部品中に 1,000ppm を超える含有がある場合 (2) 化学品に 10ppm を超える含有がある場合 (3) 繊維、カーペット、およびその他のコーティングされた部品中に 1 μg/m ² を超える含有がある場合
19	フッ素系温室効果ガス(PFC、SF6、HFC)	1. 以下の物質において、それぞれの用途で意図的添加がある場合 (1) フッ素系温室効果ガス - 使い捨て容器 (スプレー缶などの再充填禁止容器等) - 窓 (ペアガラス内の SF 6 等) - 履物 (クッション用 SF 6) - タイヤ (スペアタイヤのエア漏れ対策用 SF 6 等) - EU 各国安全基準を満たすために必要とされる場合を除く構成要素が 1 種類の発泡剤 (one component foams) (2) HFC、PFC については、直接蒸発する開放系システムに含まれる冷媒 (3) PFC については、防火設備、消火器 (4) HFC については、新型のエアロゾル (娯楽、装飾を目的とした煙霧発生器 (aerosol generator))
20	オゾン層破壊物質	1. 意図的添加がある場合
21	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	1. 織物製品/皮革製品において、30ppm を超える付表 2A-4 に記載される一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料

22	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	1. 意図的添加がある場合
23	ジメチルフマレート	1. 均質材料中に 0.1ppm を超える含有がある場合
24	放射性物質	1. 意図的添加がある場合

※閾値・禁止レベルを超えて含有することを禁止する。

※容器包装材については鉛・カドミウム・水銀・六価クロムの濃度の合計が 100ppm 以下であること。